

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの 指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

300,000,000円……（1） （債務負担行為額 302,015,000円）

[参考] 単年度委託料の額（（1）÷5年） 60,000,000円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、地域との連携や障がい者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ I S O ・ T E A S の認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準 1	適／不適	適
選定基準 2	6 0	4 6 . 2
選定基準 3	2 0	1 7 . 6
選定基準 4	3 0	2 1 . 2
合 計	1 1 0	8 5 . 0

※点数は委員 5 名の平均

主な審査項目について

○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・ 県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・ 施設の効用を発揮できる自主企画のイベントが充実しており、高く評価された。
- ・ スポーツ教室に関わる指導員が障害者スポーツ指導員の資格を取得し、障がい者や高齢者へスポーツ導入の支援を求める。

○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・ 経費の効率化が図られており、高く評価された。

○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・ 体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・ 職員の指導力のより一層の向上に関する資格取得・スキルアップの計画的な実施を求める。

○その他

- ・ 施設の利用促進が図られており、高く評価された。
- ・ 指定管理となる以前の過去の死亡事故を教訓として、安全確保の徹底に対する取組が高く評価された。
- ・ 新規の企画は少ないが、事業の継続性は高く評価された。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：〈体育館〉午前 9 時から午後 1 0 時
〈プール〉午前 1 0 時から午後 8 時

夏季（7～9月）午前9時30分から午後9時

○休館日：〈体育館〉毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

〈プール〉毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

（2）利用料金・減免

○（新規）利用料金は、現行どおりとし、週休日及び祝日等を実施しているプールの夜間時間（午後6時以降）の個人利用の料金の引き下げを平日も実施する。

○減免基準は、現行どおりとする。

（3）利用促進のための取組み

○県民体育館トレーニングルーム共通利用券を発行する。

○体育館1階ステージ及び2階ロビーをサークル活動等に開放する。

○体育館控室を会議室として利用する。

○（新規）キッズコーナー、子どもの遊び場、利用者の団らんコーナーとして芝広場を有効利用する。

○健康・体力相談コーナーの設置、健康セミナー、ニュースポーツ教室体験入学を実施する。

○意見箱の設置、アンケート調査の実施により、利用者の声を施設運営に反映する。

（4）経費削減のための取組み

○（新規）施設内の証明を計画的にLED化し経費削減を図る。

○節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。